令和7年**3**月**17**日(月)13:30~15:00

人材獲得に 欠かせない

男性育休推進企業の 事例発表会

鳥取県では、男性の育児休業取得を進める 企業が増えています。

専門家による支援を受けながら取組を進め てきた企業の事例を通じて、人材獲得につ ながる職場づくりのヒントを掴んでいただ きます。

この機会にぜひご参加ください!







【登壇企業】

株式会社 丸 合 (米子市) スーパーマーケット 智頭急行株式会社(智頭町)鉄道業 株式会社アークス(北栄町)_{卸売業・建設業}

社内規定の見直し

徹底した個別案内

管理職・従業員への 社内研修会



男性の育児休業が 「当たり前」の



プログラム

- 支援企業事例発表
- 質疑応答
- 鳥取県の支援制度のご案内
- 対象 県内に事業所のある企業・団体の 経営層、管理職、総務·人事御担当者等

申込方法

方法1:とっとり電子申請システムで申請(下のQR コードよりお申込みください。)

方法2:県雇用・働き方政策課まで以下(1)から(3) の内容をメールでお送りください。

- <メール内容>
- (1)参加企業・団体名(2)参加者氏名(3)連絡先電話番号
- <申込期限>令和7年3月12日(水)

【問合せ先】

鳥取県商工労働部雇用人材局 雇用・働き方政策課 電話:0857-26-7647

電子メール:koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp

詳細⇒https://www.pref.tottori.lg.jp/316335.htm



鳥取県 男性育休取得促進



令和6年4月1日から 長年には「日本には、 長いやすくなりました!



雇用する労働者数に関わらず活用できます! 育児休業の取得期間中でも1か月単位で支給可能!

男健の管児你襲取得が 「あたりまえ」の社会へ!

男性従業員が育児休業を取得する際に代替人員確保、同僚への応援手当を支給した事業主に対して奨励金を支給します!

対象事業主

- ・県内に事業所を有する雇用保険適用事業所
- ・「とっとり子育てプレミアムパートナー」登録企業・団体
- ・適正な雇用管理を行っていると認められる者
- ・就業規則等に育児休業について規定していること

奨励金の種類

代替人員確保奨励金

(育児休業取得者の育児休業期間中に育児休業取得者の代替人員を配置し、業務に従事させた場合)

支給額:育児休業の取得期間1か月あたり 12万円(上限144万円/社)

同僚への応援手当奨励金

(育児休業取得者が属する部署等の労働者に対し、育児休業取得者の業務を代替する対価として手当を支給した場合)

支給額:育児休業の取得期間15日あたり

4万円または手当の実支出額のい

ずれか低い額(上限24万円/社)

詳細は県ホームページをご覧ください。

【申請・お問合せ先】

鳥取県子ども家庭部 子育て王国課 子育て応援担当 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

電話 0857-26-7573 メール kosodate@pref.tottori.lg.jp



